

## 官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程

2020年3月31日

2019年度規程33号

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第3号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う官民による若手研究者発掘支援事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

### (適用)

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、機構が別途定める「官民による若手研究者発掘支援事業」基本計画に記載する実用化のための研究開発等（以下「研究開発」という。）を行う事業をいう。

2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関（以下「大学等」という。）をいう。

3 この規程で「研究者等」とは、助成事業の責任者である主任研究者及び助成事業に直接従事する登録研究員をいう。

### (交付の対象)

第4条 機構は、次の各号の要件を満たし、第3条第1項に定める研究開発を行う助成事業者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第27条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

一 研究開発を的確に遂行するに足る技術的能力を持った研究者等を有すること。

二 研究者等が助成事業の開始年度の4月1日時点において、博士後期課程を修了、又は大学等の博士後期課程に在籍している者で、かつ45歳未満であること。

### (交付に係る選定の基準)

第5条 機構は、助成事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- 一 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 二 実用化を目指した計画、又は企業との共同研究等の形成を目指した計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- 三 当該助成事業が産業界から期待される基礎又は応用研究を行うものであること。
- 四 当該研究員等が、産業界に対して助成事業による成果の実用化に向けた具体的な提案等を行う能力を有すること。
- 五 当該助成事業による成果が、産業に応用されることが見込まれること。

(助成対象費用等)

- 第6条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。
- 2 助成金の額は、助成対象費用の総額に別途定める補助率を乗じた金額以内又は別途定める助成対象費用の金額以内とする。
  - 3 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

(交付の申請)

- 第7条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。
- 2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

- 第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。
- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
  - 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
  - 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
  - 5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 助成事業における研究者等は、その助成事業の開始年度の4月1日時点、もしくは助成事業者が機構に対して行う様式第6による計画変更承認申請提出日時点において、博士後期課程を修了、又は大学等の博士後期課程に在籍している者であり、かつ45歳未満であること。

二 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

三 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）、主任研究者の助成事業者以外の大学等への異動等をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

四 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

五 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

六 助成事業者は、第三者と委託又は共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すべきこと。

七 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。

八 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

九 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

十 助成事業者は、助成事業が完了するとき（第四号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。

十一 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。

十二 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

十三 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

十四 助成事業者は、機構が第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したとき

は、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

十五 助成事業者は、第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第九号の規定による場合はこの限りではない。

十六 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

十七 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第 16 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

十八 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

十九 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式第 5 による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

二十 助成事業者は、助成事業期間及び助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 19 による当該助成事業に係る実用化状況報告書を機構に提出し、助成事業の成果の学術誌等での発表、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権の設定、企業等との連携状況及び実用化の状況について報告するとともに、収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。

二十一 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。

二十二 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。

二十三 助成事業者は、助成事業年度の終了後 5 年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後 5 年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

二十四 助成事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

二十五 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、主任研究者に委任することができる。ただし、様式第 1、様式第 4、様式第 5、様式第 6（助成金の額等、助成期間及び研究者等の変更に関するもの）及び様式第 8 を除く。

二十六 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

二十七 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

二十八 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

二十九 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。）

三十 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

三十一 助成事業者は、第 8 条第 2 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

三十二 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第 8 条第 2 項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第 10 条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第 1 項第十九号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第 11 条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第 6 による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更の場合については、様式第 7 による計画変更届出書を提出させるものとする。

一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

二 助成事業の期間を変更しようとするとき。

三 研究者等を変更しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するも

のとする。

3 第8条及び第9条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

#### (助成事業の承継)

第12条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併若しくは分割又は主任研究者の助成事業者以外の大学等への異動等により助成事業を行う助成事業者が変更される場合において、その変更により事業を承継する大学等（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第8-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成事業者の様式8-2による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者の様式8-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う助成事業者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

#### (助成金の額の確定)

第13条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第9による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

#### (助成金の支払)

第14条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第10-1による助成金概算払請求書又は様式第11による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

#### (財産の管理等)

第15条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第12による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第13による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しな

ければならない。

(財産の処分制限)

第 16 条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和 53 年通商産業省告示第 360 号を準用する。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第 14 による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

第 17 条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

- 2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第 6 に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第 15 により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 第 13 条の規定は、機構が第 1 項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

第 18 条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
  - 二 助成事業者が、第 8 条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
  - 三 助成事業者が、第 9 条の規定により付された条件に違反したとき。
  - 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
  - 五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
  - 六 助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
  - 七 助成事業に従事した者が、助成事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。
  - 八 助成事業者が、第 27 条の規定の誓約違反したとき。
  - 九 天災地変その他助成金等の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項第 1 号から第 8 号に掲げるものについては、第 13 条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
  - 3 機構は、第 1 項に基づく取消をしたときは、様式第 15 に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第 19 条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 機構は、第 13 条の規定に基づき額の確定をした場合（第 17 条第 3 項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

3 機構は、前 2 項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者へ通知するものとする。

一 返還すべき助成金の額

二 加算金及び延滞金に関する事項

三 納期日

4 機構は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第 16 又は第 17 により報告させるものとする。

5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第 3 項第 3 号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第 20 条 助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 18 により速やかに機構に報告しなければならない。

2 機構は、第 8 条第 5 項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第 3 項及び第 5 項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

（加算金の計算）

第 21 条 機構は、助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 22 条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第 2 項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

（成果の普及及び実用化への努力）

第 23 条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び実用化により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとする。

2 助成事業者は、研究成果が実用化、事業化・製品化される場合については、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果を学会又は学術雑誌等で発表する場合及び研究成果の実用化、事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。

(実用化等の報告)

第 24 条 機構は、助成事業者に助成事業の期間及び助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、当該助成事業に係る過去 1 年間の成果の学術誌等での発表、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権の設定、企業等との連携状況及び実用化の状況について、様式第 19 による実用化状況報告書を提出させるものとする。

2 前項に定める報告書は、助成事業者の毎会計年度決算確定後 20 日以内に提出させるものとする。

(収益納付)

第 25 条 機構は、前条の報告書により、助成事業者に相当の収益が生じたと認めるときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

3 収益納付すべき期間は、助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間とする。

(評価の実施等)

第 26 条 機構は、助成事業の期間中に助成事業に係る評価を行うものとする。

2 機構は、前項の規定による評価の結果に基づき、助成事業の継続若しくは延長又は終了を決定し、助成事業者にその内容を通知するものとする。

3 機構は、前項の決定において、継続又は延長の通知をする場合においては、条件を附することができるものとする。

4 助成事業者は、第 2 項の規定により継続又は延長の決定の通知を受けたときは、様式第 6 による計画変更承認申請書を提出することができるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 27 条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

一 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

## 助成対象費用（内容）

項 目			
大項目	中項目	小項目	内 容
I 直 接 経 費	1. 物品費	(1) 備品費	①助成事業の実施に必要な単体で機能する物品で、機械装置、工具器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要する経費 ②助成事業の実施に直接必要な装置等の価値を高め、又は耐久性を増す場合の経費（改造費）
		(2) 消耗品費	①助成事業の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の購入に要した経費 ②助成事業の実施に直接必要な図書資料購入費
	2. 人件費・謝金	(1) 人件費	①研究員費－助成事業に直接従事した者の人件費で主体的研究を担当する研究者等の経費 ※交付規程第3条第3項に規定する研究者等。 ②補助員－助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費
		(2) 謝金	①助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換及び検討等に要する役務経費
	3. 旅費	(1) 旅費	①助成事業を実施するために必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費であって、助成事業者の旅費規程等により算定された経費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のために国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費
			①助成事業の実施に直接必要な装置の製作、データの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費 ②助成事業の実施に直接必要な法定点検、定期点検及び日常メンテナンス等に要した経費（工事を伴わないものとする。） ③助成事業の実施に直接必要な装置等の原状回復に要した経費（移設費、解体費を含む） ④助成事業の実施に直接必要な業務請負に要した経費
	4. その他	(1) 外注費	①助成事業の実施に直接必要な資料等の印刷・製本に要した経費
			①助成事業の実施に直接必要な会議の開催に要した経費
			①助成事業の実施に直接必要な通信・電話料 ②助成事業の実施に直接必要な送付（運搬費を含む）に要した経費
			①助成事業の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
			①以上の各経費の他、特に必要と認められる経費
II 間 接 経 費			上記経費を除く研究現場での間接経費 ※原則国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校は15%、国公立研究機関、国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関は10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。 なお、助成事業に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、様式第1（添付資料3）により、前記の間接経費率に大学等は15%、国立研究開発法人等は10%を加算することができる

(様式第1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付申請書  
(「・・・助成事業名・・・」)

上記の件について、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金の交付を受けたいので、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の概要
- 3 助成事業の総費用 円
- 4 助成金交付申請額 円
- 5 補助率
- 6 助成事業の開始及び終了予定年月日  
開始年月日 年 月 日  
終了予定年月日 年 月 日
- 7 助成事業期間における資金計画

(単位：円)

	区分	年度	年度	計
支出	助成事業に要する経費			
収入	I. 自己資金			
	II. その他の収入			
	(小計)			
	III. 助成金交付申請額			
	合計			

※共同研究等による研究費は、「II. その他の収入」に計上。

- 8 申請者の概要
- (1) 申請者名 (法人番号)
  - (2) 会計監査人名
- 9 助成事業に係る連絡先
- 担当者所属
  - 役職・氏名
  - 郵便番号、住所
  - 電話番号
  - F A X 番号
  - E メールアドレス
- 10 共同研究等実施先
- 企業名
  - 共同研究等費用

(注)

- 1 この申請書には、「助成事業実施計画書 (添付資料 1)」及び「実用化提案書 (添付資料 2)」を添付すること。
- 2 共同研究等の内容、費用などが確認出来る資料を添付すること。

(添付資料1)

## 助成事業実施計画書

### 1 実施計画の細目

(1) 事業目的及び目標、事業による効果

①事業目的

②事業目標

③事業による効果

(2) 事業概要

(3) 事業内容

### 2 実施計画

事業項目 (ステージ▲) (中間評価△)	N 1 年度				N 2 年度				N 3 年度				N 4 年度				N 5 年度				
	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	

### 3 研究開発体制等

(1) 研究開発体制図

(2) 助成先における研究体制 (別紙1)

(3) 共同研究等先における研究体制 (別紙1)

(4) 委員会等における外部からの指導又は協力者 (別紙1)

### 4 助成事業に要する費用の内訳等

(1) 全期間総括表 (別紙2)

(2) 助成先総括表 (別紙2)

(3) 項目別明細表 (別紙2)

(添付資料2)

## 実 用 化 提 案 書

- 1 研究開発により期待される製品・サービス等の概要
  - (1) 内容
  - (2) 用途
  
- 2 研究開発への取組み
  - (1) 実用化に向けた研究開発内容
  - (2) 実用化までのスケジュール
  
- 3 実用化に向けた市場の動向・競争力
  - (1) 市場規模（現状と将来見通し）／産業創出効果
  - (2) 競合が想定される他の研究開発動向とそれに対する優位性の根拠
  
- 4 実用化により期待される省エネルギー効果、GHG削減量等
  
- 5 企業との共同研究等において利用を検討している知的財産等
  
- 6 その他実用化のために必要と思われる研究開発以外の事項等

(注) 期待される省エネルギー効果については原油換算量、GHG削減量についてはCO<sub>2</sub>換算量とし、その計算根拠を明確にして下さい。

<b>別紙1</b>						
(2) 助成先における研究体制						
助成先名						
主任研究者	氏名	フリガナ	所属・役職			
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職			
事業担当窓口						
	氏名	所属・役職		電話	FAX	E-mail
検査・支払担当窓口						
	氏名	所属・役職		電話	FAX	E-mail
研究実施場所						
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容	
(3) 共同研究等先における研究体制						
共同研究等先名						
研究実施場所						
(4) 委員会等における外部からの指導又は協力者						
ア. 委員会等の登録委員						
氏名	所属			役職		
イ. 有識者からの指導・助言等						
氏名	所属			役職	指導・助言等の内容	

別紙2(大学他、内税方式用)

助成事業の名称:.....技術開発

★★★大学

**全期間総括表**

(単位:円)

項目	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度	N4年度	N5年度
助成事業に要する経費	0	0	0	0	0	0
うち共同研究等による収入	0	0	0	0	0	0
助成金交付申請額	0	0	0	0	0	0

**助成先総括表**

内税方式(税込み額)

(単位:円)

項目名	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度	N4年度	N5年度
<b>I 直接経費</b>	0	0	0	0	0	0
1. 物品費	0	0	0	0	0	0
2. 人件費・謝金	0	0	0	0	0	0
3. 旅費	0	0	0	0	0	0
4. その他	0	0	0	0	0	0
<b>II 間接経費</b>	0	0	0	0	0	0
15%						
<b>合計(I+II)</b>	0	0	0	0	0	0
うち消費税及び地方消費税 10%	0	0	0	0	0	0
助成金交付申請額	0	0	0	0	0	0

補助率(○/○)

※間接経費率の加算を行う場合は、様式第1(添付資料3)に加え、上記に加算率を加えて計上して下さい。

項目別明細表 (内税)

助成事業の名称:.....技術開発

国立大学法人★★★大学 項目別明細表(2020年度)

積算基礎(円、消費税及び地方消費税込み、※は消費税相当額含む)						助成事業に要する経費(円)
<b>I. 直接経費</b>						<b>0</b>
1. 物品費						0
(1)備品費						
	〇〇試験装置 一式			=		
	〇〇評価装置 一式			=		
	〇〇作成装置 一式			=		
	〇〇装置改造費 一式			=		
(2)消耗品費						
	〇〇薬品 一式			=		
	〇〇実験器具 一式			=		
2. 人件費・謝金						0
(1)人件費						
	研究員費 ※	@	円 ×	ヶ月	=	0
	補助員費 ※	@	円 ×	日	=	0
(2)謝金						
	委員謝金一式			=		
3. 旅費						0
(1)研究員旅費						
	国内旅費一式			=		
	海外旅費一式 ※			=		
(2)専門家旅費						
	海外旅費一式 ※			=		
4. その他						0
(1)外注費						
	〇〇ソフト開発外注			=		
(2)印刷製本費						
	電子ファイル作成一式			=		
(3)会議費						
	会場借料			=		
(4)通信運搬費						
	宅配便代			=		
(5)光熱水費						
	電気、ガス、水道			=		
(6)その他(諸経費)						
	機械リース料	@	円 ×	ヶ月	=	0
	〇〇装置保守費 一式			=		
	学会参加費			=		
<b>II. 間接経費 [ I × 15% ]</b>						<b>0</b>
0 円 × 15 % =						0
<b>合計 ( I + II )</b>						<b>0</b>
うち消費税及び地方消費税						0

補助率(○/○)

※経費算定は、内税方式とし、人件費や海外旅費等の不課税の項目は消費税相当分を加えて(当該項目に※を記載)計上して下さい。

※項目別明細表は、交付決定期間の年度分が必要です。

※間接経費率の加算を行う場合は、様式第1(添付資料3)に加え、上記に加算率を加えて計上して下さい。

別紙2(国立研究開発法人他、外税方式用)

助成事業の名称:.....技術開発

〇〇〇研究開発法人

**全期間総括表**

(単位:円)

項目	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度	N4年度	N5年度
助成事業に要する経費	0	0	0	0	0	0
うち共同研究等による収入	0	0	0	0	0	0
助成金交付申請額	0	0	0	0	0	0

**助成先総括表**

外税方式(税抜き額)

(単位:円)

項目名	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度	N4年度	N5年度
<b>I 直接経費</b>	0	0	0	0	0	0
1. 物品費	0	0	0	0	0	0
2. 人件費・謝金	0	0	0	0	0	0
3. 旅費	0	0	0	0	0	0
4. その他	0	0	0	0	0	0
<b>II 間接経費</b>	0	0	0	0	0	0
10%						
合計(I+II)	0	0	0	0	0	0
<b>III 消費税及び地方消費税</b> (I+II)×10%	0	0	0	0	0	0
合計(I+II+III)	0	0	0	0	0	0
助成金交付申請額	0	0	0	0	0	0

補助率(○/○)

※間接経費率の加算を行う場合は、様式第1(添付資料3)に加え、上記に加算率を加えて計上して下さい。

項目別明細表 (外税)

助成事業の名称:.....技術開発

〇〇〇研究開発法人 項目別明細表(202〇年度)

積算基礎(円)						助成事業に要する経費(円)
<b>I. 直接経費</b>						<b>0</b>
1. 物品費						0
(1)備品費						
	〇〇試験装置 一式				=	
	〇〇評価装置 一式				=	
	〇〇作成装置 一式				=	
	〇〇装置改造費 一式				=	
(2)消耗品費						
	〇〇薬品 一式				=	
	〇〇実験器具 一式				=	
2. 人件費・謝金						0
(1)人件費						
	研究員費 ※	@	円 ×	ヶ月	=	0
	補助員費 ※	@	円 ×	日	=	0
(2)謝金						
	委員謝金一式				=	
3. 旅費						0
(1)研究員旅費						
	国内旅費一式				=	
	海外旅費一式				=	
(2)専門家旅費						
	海外旅費一式				=	
4. その他						0
(1)外注費						
	〇〇ソフト開発外注				=	
(2)印刷製本費						
	電子ファイル作成一式				=	
(3)会議費						
	会場借料				=	
(4)通信運搬費						
	宅配便代				=	
(5)光熱水費						
	電気、ガス、水道				=	
(6)その他(諸経費)						
	機械リース料	@	円 ×	ヶ月	=	0
	〇〇装置保守費 一式				=	
	学会参加費				=	
<b>II. 間接経費 [ I × 10% ]</b>						<b>0</b>
0 円 × 10 % =						0
①合計 ( I + II )						0
②小計 (①)						0
③消費税及び地方消費税						0
合計 (②+③)						0

補助率(〇/〇)

※経費の算定は、外税方式で、積算する時には消費税抜き額となります。

※項目別明細表は、交付決定期間の年度分が必要です。

※間接経費率の加算を行う場合は、様式第1(添付資料3)に加え、上記に加算率を加えて計上して下さい。

(添付資料3)

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金に係る間接経費率の加算について  
(助成事業名 )

上記の助成事業に関し、当該業務に直接従事する研究員、その他研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行うため、当該事業に係る間接経費率を下記の通りとします。

記

間接経費率： % (内、加算率 %)

※間接経費率の加算を必要としない場合、当該資料は不要です。

(様式第2)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び  
代表者氏名 　　あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました官民による若手研究者発掘支援事業費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

1 助成金の対象となる事業及び内容

年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業の名称

(大項目) 官民による若手研究者発掘支援事業

(中項目)

(小項目)

3 助成事業期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額 金 円

助成対象費用の額 金 円

助成金の額 金 円

補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
年度			
年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

- 5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。
- 6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、その金額以内の実支出額のいずれか低い額とする。
- 7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

  - （1） 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
  - （2） 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
  - （3） 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
  - （4） 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
  - （5） 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。
- 8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。
- 9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
年度限度額  I 直接経費 II 間接経費 消費税及び地方消費税額  ※上記、消費税及び地方消費税額は、 外税としているものは、I + IIに税率 をかけたもの。内税としているものは、 I、IIに含まれる税額。				
年度限度額  I 直接経費 II 間接経費 消費税及び地方消費税額  ※上記、消費税及び地方消費税額は、 外税としているものは、I + IIに税率 をかけたもの。内税としているものは、 I、IIに含まれる税額。				
合 計				

(別紙)

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業における研究者等は、その助成事業の開始年度の4月1日時点、もしくは助成事業者が機構に対して行う様式第6による計画変更承認申請書提出日時点において、博士後期課程を修了、又は大学等の博士後期課程に在籍している者であり、かつ45歳未満であること。
- (2) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- (3) 助成事業者は、助成事業の内容の変更(軽微なものを除く。)、主任研究者の助成事業者以外の大学等への異動等をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- (6) 助成事業者は、第三者と委託又は共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すべきこと。
- (7) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日)の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- (8) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (9) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (10) 助成事業者は、助成事業が完了するとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。)までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (11) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (12) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- (13) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- (14) 助成事業者は、機構が交付規程第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- (15) 助成事業者は、交付規程第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合に

おけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第九号の規定による場合はこの限りではない。

- (16) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 16 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式第 5 による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- (20) 助成事業者は、助成事業期間及び助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 19 による当該助成事業に係る実用化状況報告書を機構に提出し、助成事業の成果の学術誌等での発表、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権の設定、企業等との連携状況及び実用化の状況について報告するとともに、収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- (21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公表する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。
- (22) 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。
- (23) 助成事業者は、助成事業年度の終了後 5 年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後 5 年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
- (24) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (25) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、主任研究者に委任することができる。ただし、様式第 1、様式第 4、様式第 5、様式第 6（助成金の額等、助成期間及び研究者等の変更に関するもの）、及び様式第 8 を除く。
- (26) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めると

ともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

- (27) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- (28) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- (29) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。）
- (30) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (31) 助成事業者は、第 8 条第 2 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (32) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(様式第3)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金に係る事故報告書

上記の件について、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第9条第8号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の現在の進捗状況
- 3 事故の原因及び内容
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 今後の助成事業の遂行及び完了の予定

事業番号：

(注) 助成事業の現在の進捗状況には、当初の計画との差異についても記載すること。

(様式第4)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金に係る実績報告書

上記の件について、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第9条第10号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の交付決定年月日、番号及び交付決定額
  - (1) 交付決定年月日 年 月 日
  - (2) 番 号 第 号
  - (3) 交付決定額 円
  - (4) 助成事業期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 助成事業結果報告書（別紙1）
- 4 収支報告書（別紙2）
- 5 経費発生調書（別紙3）
- 6 月別項目別明細表（別紙4）
- 7 仕入税額控除の有無 有・無

(注) 様式第13の「取得財産等管理明細表」を添付すること。

(別紙1)

## 助成事業結果報告書

### 1 研究開発の担当者及び実施場所

(1) 研究開発担当者

(2) 実施場所

### 2 報告対象期間

年 月 日から 年 月 日

### 3 研究開発の日程

### 4 研究開発の実績

### 5 研究開発の期間中に特許又は実用新案の登録の出願をしているときはその状況

### 6 研究開発の成果

### 7 研究開発の成果による関心表明企業等との進捗及び共同研究等の状況

(別紙 2)				
収支報告書				
				(単位：円)
区分		予算額	決算額	備考
支出	助成事業に要する経費			
収入	I. 自己資金			
	II. その他の収入			
	(小計)			
	III. 助成金交付申請額			
	合計			

官民による若手研究者発掘支援事業										大学他:内税方式		
経費発生調書			20□□年度		年度末中間検査			事業番号: □□□□□□□□-□				
助成先名称:				助成事業名称:				NEDO担当部: イノベーション推進部				
								助成事業期間: 年 月 日 ~ 年 月 日				
								交付決定日: 年 月 日				
補助率:								業務完了日: 年 月 日				
費目	交付決定額		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	期中検査時に使用		修正累計額	当年度発生額合計 (b)	当年度限度額と発生額合計の差額 (a'-b)	当年度助成対象費用 (c) (b)か(a')の低い額 (間接経費は小計×比率)
	助成対象費用 (a)	当年度助成対象費用限度額 (a')	実績	実績	実績	実績	□月実績	□月実績				
間接経費率	15.0%	15.0%	—	—	—	—	—	—	—	15.0%		
I. 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 物品費										0		
2. 人件費・謝金										0		
3. 旅費										0		
4. その他										0		
II. 間接経費 (= I × 比率)	0	0								0	0	0
合計 (= I + II)	0	0								0	0	0
合計の内、助成金額	0	0										0
調書 No.	【中間検査・確定検査の実施状況】			支払対象額 検査実施分 (e)	交付決定額一覧			検査員	年 月 日			
	調書種別	検査年月日	計上期間		年度	助成対象費用	助成金額		(自署欄)			
①		年 月 日	年 月 日までの分	20□□年度								
②		年 月 日	年 月 日までの分	20□□年度								
③		年 月 日	年 月 日までの分	20□□年度								
④		年 月 日	年 月 日までの分	20□□年度								
⑤		年 月 日	年 月 日までの分	20□□年度								
⑥		年 月 日	年 月 日までの分	合計	0	0						

別紙3

官民による若手研究者発掘支援事業										国研他、外税方式		
経費発生調書		20□□年度		年度末中間検査				事業番号： □□□□□□□□-□				
助成先名称：		助成事業名称：				NEDO担当部： イノベーション推進部			助成事業期間： 年 月 日～ 年 月 日			
補助率：						交付決定日： 年 月 日			業務完了日： 年 月 日			
費 目	交付決定額		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	期中検査時に使用		修正累計額	当年度 発生額合計 (b)	当年度限度額 と発生額合計 の差額 (a'-b)	当年度 助成対象費用 (e) (b)か(d)の低い額 (間接経費は 小計×比率)
	助成対象費用 (a)	当年度 助成対象費用 限度額(a')	実績	実績	実績	実績	□月実績	□月実績				
間接経費率	10.0%	10.0%	—	—	—	—	—	—	—	10.0%		
I. 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 物品費										0		
2. 人件費・謝金										0		
3. 旅費										0		
4. その他										0		
II. 間接経費 (= I × 比率)	0	0								0	0	0
合 計 A (= I + II)	0	0								0	0	0
消費税及び地方消費税 B (= A × 10%)	0	0								0	0	0
総 計 C (= A + B)	0	0								0	0	0
総計Cの内、助成金額	0	0										0

  

調書 No.	【中間検査・確定検査の実施状況】			支払対象額 検査実施分 (e)	交付決定額一覧			検査員	年 月 日
	調書種別	検査年月日	計上期間		年度	助成対象費用	助成金額		
①		年 月 日	年 月 日までの分		20□□年度			(自署欄)	
②		年 月 日	年 月 日までの分		20□□年度				
③		年 月 日	年 月 日までの分		20□□年度				
④		年 月 日	年 月 日までの分		20□□年度				
⑤		年 月 日	年 月 日までの分		20□□年度				
⑥		年 月 日	年 月 日までの分		合計	0	0		

別紙3

事業番号： □□□□□□□□-□

助成事業名称：

委託・共同研究項目：

助成先等名称：

対象項目名：

No.	品名等	契約先名称	法人番号	検収日	支払日	経費発生額	
						消費税抜額	消費税込額
	4月計					0	0
	5月計					0	0
	6月計					0	0
	第1四半期計					0	0
	7月計					0	0
	8月計					0	0
	9月計					0	0
	第2四半期計					0	0
	10月計					0	0
	11月計					0	0
	12月計					0	0
	第3四半期計					0	0
	1月計					0	0
	2月計					0	0
	3月計					0	0
	第4四半期計					0	0
	合計					0	0

(様式第5)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた官民による若手研究者発掘支援事業費助成金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第9条第19号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付申請の取下げ理由
- 3 取下げられた交付の申請に係る助成対象費用及び助成金の額
  - (1) 助成対象費用
  - (2) 助成金の額

(様式第6)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた官民による  
若手研究者発掘支援事業費助成事業を下記のとおり変更したいので、官民による若手研究者発  
掘支援事業費助成金交付規程第11条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の費用の配分（新旧対比のこと。）
- 6 同上の算出根拠

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 中止又は廃止に当たっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- 4 助成事業の全部又は一部の中止に当たっては、その後の措置について記載すること。

(様式第7)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成事業計画変更届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた官民による  
若手研究者発掘支援事業費助成事業を下記のとおり変更したいので、官民による若手研究者発  
掘支援事業費助成金交付規程第11条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 変更期日

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。

(様式第8-1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成事業承継承認申請書

年 月 日付けをもって、より官民による若手研究者  
発掘支援事業費助成事業に係る地位を承継し、助成事業を継続して実施したいので、官民に  
よる若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第12条第1項の規定に基づき下記のとおり承  
認を申請します。

記

- 1 旧助成事業者の名称
- 2 助成事業の地位の承継理由
- 3 助成事業の名称
- 4 助成事業の内容
- 5 交付決定通知書の日付け及び番号  
年 月 日 第 号
- 6 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 7 既に交付を受けている助成金の額  
円

(様式第8-2)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成事業承継承認申請書

年 月 日付けをもって、官民による若手研究者発掘支援事業の助成事業に係る一切の権利義務を下記の理由により、 へ承継したく、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第12条第3項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 助成事業の地位の承継理由
- 2 助成事業の名称
- 3 助成事業の内容
- 4 交付決定通知書の日付け及び番号  
年 月 日 第 号
- 5 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 6 既に交付を受けている助成金の額  
円

(様式第9)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び

代表者等名

あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名 印

確 定 通 知 書

確定検査の結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成事業の名称

(大項目) 官民による若手研究者発掘支援事業

(中項目)

(小項目)

2 検査日 年 月 日

3 交付決定額 助成対象費用の額 金 円  
助成金の額 金 円

4 確定額 助成対象費用の額 金 円  
助成金の額 金 円

5 確定減額 金 円

事業番号：

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた助成金について、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) 官民による若手研究者発掘支援事業  
(中項目)  
(小項目)

2. 概算払請求金額

円

3. 請求金額の内訳  
別紙のとおり

「振込先銀行口座」 (登録済み)

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

事業番号:

(別紙)

○請求金額の内訳(太枠内に必要金額を記入してください)

●今回請求額の合計 (D+E)

	円
--	---

<b>【概算払の上限割合】</b> ・ 5月概算払：限度額の25%が上限 ・ 8月概算払：限度額の50%が上限 ・ 11月概算払：限度額の75%が上限 ・ 翌年2月概算払：1月末迄の実績+3月末迄の必要額 <b>(※各回とも不必要に過大な請求額とならないよう精査してください。)</b>
--

●当年度分の概算払

〇〇年度 助成対象費用の額

(単位：円)

交付決定済額 A	※前年度分の過大額 B	当年度分の既受領額 C	今回請求額 D	限度額に対する 請求割合 $\{(B+C+D)/A\} \times 100$

※前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して過大であった場合は、B欄に前年度過大分の金額を計上してください。

●前年度分の概算払

今回請求額 (※前年度分の不足額) E

円 ← 【不足額を請求する場合のみ記入】

※前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して不足であった場合は、E欄に前年度不足分の金額を今回請求額として計上してください。

【記入上の注意】

- ①着色されている欄は自動計算されるので、入力しないでください。
- ②「助成対象費用の額」の欄には、単年度であればその額を、複数年度交付決定であれば当該年度限度額を計上してください。なお、助成対象費用の額又は限度額の変更を行っている場合は、直近の額を計上してください。
- ③「助成金の額A」の欄には、助成対象費用の助成金の額を計上してください。
- ④「前年度分の過大額B」欄には、前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して過大であった場合に計上してください。
- ⑤「当年度分の既受領額C」欄には、これまでに支払請求し、受領した総額を計上してください。  
(ただし、複数年度契約であれば当該年度分のみ計上してください。)
- ⑥「今回請求額D」欄は、B欄とC欄との合計が上限割合を超えることはできません。  
(ただし、上限割合を超えて請求する必要がある場合は、当機構担当部と協議が必要です。)
- ⑦「今回請求額(前年度分の不足額)E」欄は、前年度不足分(年度末中間検査額-前年度既受領額の差額)の金額を請求する場合のみ請求金額を計上してください。

振込指定口座番号登録申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏等名 印

当該契約に係る振込口座の（新規登録／変更）を下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) 官民による若手研究者発掘支援事業  
\_\_\_\_\_  
(中項目) \_\_\_\_\_  
(小項目) \_\_\_\_\_

事業番号：□□□□□□□□-□

2. 支払いに係る連絡先

郵便番号及び住所 \_\_\_\_\_  
部課名及び担当者 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

振込指定口座 (新規／変更後)	銀行名 _____
	支店名 _____
	預金種別 _____
	口座名義 _____
	口座名義フリガナ _____
	口座番号 _____

(様式第11)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金精算払請求書

上記の件について、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき精算払を下記のとおり請求します。

記

1 助成事業の名称

2 精算払請求金額

金 円也

内訳

助成金の確定額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

3 振込先

銀行	支店	預金
口座番号		番
名義人		

事業番号：

(様式第12)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金に係る財産処分による収入金報告書

上記助成金に係る財産処分により収入金がありましたので、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 助成対象費用の合計額
- 4 既に収入金又は収益金として納付した金額及び年月日
- 5 収入金の合計額
- 6 処分した財産及び収入金の内訳

財 産 等 の 名 称	数 量	取得 単価	取得 価額	取得 年月日	処分 年月日	残存 簿価	処分による 収入金	処分の 方式
合 計								

- 7 納付すべき金額及び年月日
- 8 納付すべき金額の算出基礎

事業番号：

(様式第13)

取得財産等管理明細表

(助成事業の名称： )

区分財産名	財産名(規格)	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円(税抜)以上の財産とする。
- 2 財産の区分は、(イ)機械装置、測定装置、工具器具備品等、(ロ)無形資産(ソフトウェア等)、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

事業番号：

(様式第14)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金に係る財産処分承認申請書

上記の件について、下記のとおり取得財産等を処分したいので、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第16条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価額及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

事業番号：

(様式第15)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び

代表者等名

あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付決定の中止（廃止）承認通知書

年 月 日付け第 号をもって に対し上記  
助成金の交付の決定を行いました。年 月 日付け第 号によ  
る承認申請書を審査した結果、その交付の決定の全部（一部）の中止（廃止）を承  
認しますので、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第17条第2項  
の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定を中止（廃止）した助成事業者に対する交付決定額
- 3 交付決定の中止（廃止）に伴う金額及び年月日
- 4 交付決定の中止（廃止）を承認した理由
- 5 助成金の既支払額

(様式第16)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金返還報告書（取消に係るもの）

年 月 日付け第 号をもって通知を受けた に対す  
る上記助成金の交付決定の取消に伴い、当該取消に係る部分の助成金を返還したい  
ので、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第19条第4項の規定に  
基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定の取消の年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
- 6 加算金の算出基礎
- 7 延滞金の算出基礎
- 8 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金

事業番号：

(様式第17)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金返還報告書（確定に係るもの）

助成金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている助成金のうち当該確定額を超える部分について返還したいので、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第19条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金
- 6 延滞金の算出基礎
- 7 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金

事業番号：

(様式第18)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

上記の件について、官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第20条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額
- 3 助成金の交付の決定時における消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(A) 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(B) 円
- 5 助成金の返還相当額 (B - A) 円

(注) 別紙として精算の内訳を添付すること。

事業番号：

(様式第19)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名  
印

官民による若手研究者発掘支援事業費助成金に係る実用化状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の  
助成事業に関し、 年度企業等との連携状況、実用化状況等について、官民に  
よる若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程第24条の規定に基づき下記のとおり報  
告します。

記

1. 基本情報

助成事業名称  
助成事業期間

2. 論文発表

- (1) 発表題目
- (2) 発表形態 (査読の有無、使用言語 (日本語、英語等)、名称)
- (3) 論文掲載許可年月日
- (4) 著者 (所属、役職、氏名)

3. 産業財産権等の出願又は取得

- (1) 種類 (産業財産権等の名称)
- (2) 出願又は取得年月日
- (3) 内容 (出願番号、出願人、登録番号、譲渡日、実施権の設定日等を記載する。)
- (4) 相手先及び条件 (譲渡又は実施権の設定の場合)

4. 共同研究等の状況（助成事業の成果を基とした全ての共同研究等の状況）

（1）共同研究等の相手先（共同研究等を実施又は、実施を検討中の相手先）

（2）共同研究等の実施期間

（3）共同研究等の実施内容（検討中の場合、検討している内容）

5. 助成事業の実用化等の状況

（1）収入や収益の有無に関係なく、助成事業者又は、共同研究等相手先が助成事業の成果を基に、サンプル提供、製品化などが行われた場合は、その状況について

（2）収益の有無（助成事業者の会計年度の間に助成事業の成果を基に得られた収益について）

有・無

※収益があった場合は、別紙により詳細資料を添付のこと。

(別紙1)

実用化状況報告書添付資料

1. 当年度の収益状況

(単位：円)

助成事業名称	
助成事業期間	20 年 月 日～20 年 月 日
助成対象費用・・・(A)	円
助成金確定額・・・(B)	円
当年度収益額・・・(C)	円
既納付額累計・・・(D)	円
当年度納付額・・・(E) (F) < (B) の場合は (C) × (B) / (A) (上限(B)) (F) ≥ (B) の場合は 0	円

2. 既納付済額等

(単位：円)

報告年度	納付済額	備考
N1 年度	円	
N2 年度	円	
N3 年度	円	
N4 年度	円	
N5 年度	円	
計	(F) : 円	

3. 実用化状況報告

(1) 実用化の状況について (具体的な取組について)

(2) サンプル出荷について (上記 (1) の中でサンプル提供に係るもの)

実施者：

販売元：

(3) 製品化状況について (上記 (1) の中で製品となるものについて)

実施者：

販売元：

発売時期	事業名 (あるいは製品名)	販売価格	販売数	販売期間

(別紙2)

収益に係る算出内訳

当年度収益内訳

収益費目	算出額	備考
「特許 NO. . . .」の実施料収入	円	
	円	
計 (C)	円	

(注釈)

- 1) 「助成対象費用(A)」とは、助成事業が完了した年度までに助成対象費用として支出されたすべての経費をいう。
- 2) 「助成金確定額(B)」とは、確定通知書に基づく助成金の額。
- 3) 「当年度収益額(C)」とは、助成事業の実施結果による産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への提供による当年度の総収入額から、当該総収入を得るために要した額を差し引いたもの。
- 4) 「既納付額累計(D)」とは、前年度までの収益に伴う納付済額及び取得財産等の処分による収入で既に納付したもの。
- 5) 「既納付額累計」は、「助成金の確定額」以下とする。
- 6) 円未満は切り捨てとする。

事業番号：